

自然公園法に基づく事業・施設について

※ 以下の施設例はあくまで参考です。執行可能な施設内容は、自然公園法等により確認してください。

※ 事業の執行にあたっては、福岡県との協議、手続きを必須とします。

自然公園法に関する手続きについては、『河内温泉あじさいの湯活用事業者 プロポーザル募集要領（9 選定後の手続き（3）優先交渉権者による自然公園法に関する手続き）』をご参照ください。

① 公園事業の決定、執行（自然公園法第9条、第16条）の手続きにより実施可能な施設

・「北九州国定公園 公園計画書」により定められた『園地』『宿舎』および付帯可能な施設（下表参照）

事業名	付帯可能な施設
園地	休憩所・展望施設・案内所・野営場・野外の運動場（小規模なものに限る。） ・水泳場・舟遊場（小規模なものに限る。）・スケート場（小規模なものに限る。） ・駐車場・公衆浴場・公衆便所・野外劇場及び植生復元施設
宿舎	園地・休憩所・案内所・野営場（主たる宿舎事業の収容人数を超えないものに限る） ・運動場・水泳場・舟遊場（小規模なものに限る。）・駐車場・公衆浴場及び公衆便所

≪施設の定義と留意点（抜粋）≫ （国立公園の公園計画作成要領 参照）

施設名	定義と留意点
園地	公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつもの。
宿舎	公園利用者の宿泊の用に供される施設。 ※旅館業法第2条第1項に規定する「旅館業」を営む施設は原則として宿舎とする。
休憩所	公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設。 ※公園利用者のための公衆便所、売店、テレワークスペース、託児スペース、情報提供施設又は解説員研修施設等を付属するものを含む。
野営場	公園利用者の野営の用に供される施設。 ※テントサイトのほか、これに併設される簡易な宿泊施設、炊事場、野外炉、給水施設、便所等を含む。
公衆浴場	保健休養のために温泉等を利用して、公園利用者の入浴の用に供される施設をいう。

② 公園計画の変更、追加（自然公園法第8条）を必要とする施設

・自然公園法施行令第1条に定められた、①以外の施設。

※ 詳細は自然公園法施行令第1条および国立公園の公園計画作成要領を参照してください。

≪施設の定義と留意点（抜粋）≫ （国立公園の公園計画作成要領 参照）

施設名	定義と留意点
植物園	主としてその公園の地域固有の植物を一区画の中で、できるだけ自然の生態のまま公園利用者に観察させるために設けられる施設。